



新しく組合員になられた皆さんへ

地方公務員の共済制度は、相互扶助によって組合員及びそのご家族（被扶養者）の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に設けられており、この目的にそって「短期給付事業」、「長期給付事業」、「福祉事業」の3つを柱とする事業を行っています。

● 短期給付事業（担当課：保険課 TEL 0744-29-8264）

- 組合員と被扶養者の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害等に対して必要な給付を行っています。
- 組合員の資格取得・喪失・異動、被扶養者の認定や取り消しに関する事務を行っています。
- 掛金、負担金の調定及び徴収に関する事務を行っています。

● 長期給付事業（担当課：年金課 TEL 0744-29-8266）

- 組合員の退職、障害又は死亡に対する年金又は一時金の支給に関する事務及び年金相談などを行っています。
（注：長期給付事業は全国市町村職員共済組合連合会が一元的に処理を行っています）

● 福祉事業（担当課：福祉課 TEL 0744-29-8267）

保健事業（健康保持・健康増進事業、疾病予防対策）

- 人間ドック・婦人科健診・歯周病検診費用の助成、特定健康診査・特定保健指導、保養施設利用助成、各種健康講座の開催、育児図書配布、電話健康相談等を行っています。

貯金事業

- 組合員の皆さんからお預かりした資金を効率的かつ安全に運用し、その運用益を利息として還元しています。
年利率：1.2%（平成25年4月1日現在）

貸付事業

- 臨時の出資に必要な資金（普通貸付・特別貸付）や住宅等の取得のために必要な資金（住宅貸付）等の貸付を行っています。

● 上記以外（担当課：総務課 TEL 0744-29-8261）

各事業の詳しい内容は共済組合のホームページをご覧ください。

<http://www.kyosai-nara.jp/>

各種届出に必要な申請書類は「組合員のページ」からダウンロードすることができます。

